

# 契 約 書

南国市(以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、南国市戸籍情報システム等出力用複合機(以下「機器」という。)の賃貸借ならびに消耗品供給に関する契約を締結する。

## (契約の目的)

第1条 この契約は、乙が機器を甲の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、機器が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、機器に必要な消耗品(トナー)を円滑に供給することを目的とする。

2 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行するものとする。

## (契約対象物件及び設置場所)

第2条 契約対象物件及び設置場所は別紙のとおりとする。

## (契約期間)

第3条 契約期間は次のとおりとする。

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

## (契約金額)

第4条 契約金額は別紙のとおりとし、保守に必要とされる費用はすべてこれに含むものとする。

## (契約金額の請求及び支払い)

第5条 乙は、毎月分の賃貸借金額及び積算カウンターの数値について毎月末に甲の職員の検査を受けて甲の使用枚数を算出し、その枚数に前項の単価を乗じて金額を算出し、その算出した金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額を甲に請求するものとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。

2 甲は適法な請求書を受理してから30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

## (権利義務と譲渡等の禁止)

第6条 甲乙両者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

## (機器の保守)

第7条 乙は甲が機器を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して機器の点検、調整を行わなければならない。

- 2 機器が故障した場合、甲の請求により乙は技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 前2項の保守に係る作業は、乙所定の営業時間に行うものとする。
- 4 本条第1項及び第2項に要する経費は、次の場合を除き、乙の負担とする。
  - (1) 甲の故意及び重大な過失による場合
  - (2) 乙又は乙の指定したもの以外による改造。修理または分解を行った場合

(消耗品の供給)

第8条 消耗品については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備手持量の不足を知ったときは、乙は当該消耗品を供給するものとする。

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。

(機器及び消耗品の所有権)

第9条 機器及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意をもつて使用・管理するものとする。

- 2 甲は、機器及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等をき損するなどの現状を変更する行為をしてはならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、解約しようとする日の1か月前までに、文書をもって乙に通告するものとする。

- 2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算における契約金額について減額又は削除された場合はこの契約を解除できるものとする。
- 3 乙は、前項の規定によりこの契約を解約された場合において、乙に損害を与えたときは、甲にその損害を請求することができるものとする。

(機器及び消耗品の返還)

第13条 第3条または前条の規定によりこの契約が終了した場合は、乙は機器及び消耗品を速やかに撤去しなければならない。

2 前項の費用は乙の負担とする。

(遅延利息)

第14条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

- 2 前項の遅延利息は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を遅延利息として計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定に係わらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(暴力団排除措置による解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責任は負わない。

- (1) 暴力団又は暴力団員等であること。
- (2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であること。
- (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- (6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したこと。
- (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したこと。
- (9) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(暴力団等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第16条 乙は、この契約に係る事務又は事業の遂行に当たって暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下この条において「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(事業変更)

第17条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変化、天災地変、法令の制度又は改廃、本契約に関する公租公課の創設又は変更、その他著しい事業変更により本契約に定める条件が不適当になったと認められる場合は、甲乙協議のうえ本契約を変更することができるものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知県南国市大塙甲 2301 番地  
南国市長 平 山 耕 三

乙

別紙

(1) 機器の内容等

機種	台数
RICOH IM 2500F	4台

※ 月額賃貸借料 円(内、消費税 円)

(2) 機器の納入、使用場所

南国市役所 市民課  
領石郵便局  
南国岡豊郵便局  
南国十市郵便局

(3) カウンター料金 (税抜)

1カウント 円

※ トナー料金は、カウンター料金に含む

※ テストコピー並びに不良コピーは、損失分として使用枚数の %を控除する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができると認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個

人情報を、契約の目的以外に利用し、または第三者に開示または提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定)

第7 乙は、甲の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指定する作業場所から持ち出ししてはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。乙は、この契約による業務に従事しているものが、このことを順守する旨を誓約した書面を

甲に提出しなければならない。

(委託業務における責任体制)

第 11 乙は、業務を行う従業員の作業範囲及び責任区分を明確にするとともに、業務の責任者を定め、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(作業申請)

第 12 乙は、業務の処理にあたり、その作業日時及び場所について、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(調査)

第 13 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第 14 乙は、甲から提供された個人情報に関し、不正アクセス、漏えい、紛失、改ざん、き損等、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 15 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は委託者を、「乙」は受託者を指す。